

建設関連業務に係る最低制限価格制度の導入について

東松島市では令和4年度から建設関連業務（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務）に最低制限価格を導入します。

1 実施日

令和4年4月1日から対象業務に実施します。

2 対象業務

競争入札に付する設計価格が500万円以上の建設関連業務（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務）

3 建設関連業務に係る最低制限価格の算定式

別表

業種区分	1	2	3	4	5	6
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費×0.48	-	予定価格×0.82	予定価格×0.6
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費×0.6	諸経費×0.6	予定価格×0.8	予定価格×0.6
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価×0.9	一般管理費等×0.48	予定価格×0.8	予定価格×0.6
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費×0.9	解析等調査業務費×0.8	諸経費×0.48	予定価格×0.85	予定価格×2/3
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価×0.9	一般管理費等×0.45	予定価格×0.8	予定価格×0.6

※最低制限価格は、別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった同表1から4までに掲げる額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額。以下同じ。）の合計額とする。ただし、その額が同表5に掲げる額を超える場合にあっては同表5に掲げる額とし、同表6に掲げる額に満たない場合にあっては同表6に掲げる額とする。

4 通知等への表示

最低制限価格を適用する業務の対象となった場合は、指名通知等に最低制限価格の有無を明記します。

問い合わせ先
総務部財政課管財契約係
TEL 0225-82-1111 内線 1227